

2022年(令和4年) 9月15日

株式会社ウエディングボックス 御中

〒730-0017

広島市中区鉄砲町1番20号

第3ウエノヤビル3階D号室

Tel 082-962-6181 Fax082-962-6182

特定非営利活動法人消費者ネット広島

理事長 木村 豊

担当(理事) 長井 貴義



申 入 書

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人からの4月22日付質問書に対し、貴社から5月31日付で回答書をいただきました。

この回答書によると、前撮りの撮影日以前に準備が完了するので、前撮りの日を基準日として、それ以前のキャンセルでも損害が発生するとされています。

そのうえで、①消費者支援機構関西とレンタルブティックひろとの間の訴訟において、使用日の179日前から30日前までの間の解約について、解約金を30%とすることで和解が成立したこと、②消費者ネット広島と石谷衣裳店との間で、使用日の半年前から4日前までの間の解約について、解約金を30%とする訴訟上の和解が成立したこと、から、これらが貴社の約款とほぼ同様の内容であるとして、合理性の根拠とされています。

しかしながら、当法人が質問しているのは、成人式の2年前の前撮りの前でも、179日前から30日前で契約額全体の30%ものキャンセル料が発生するのでは、キャンセル料として高すぎるのではないかと考えられる点です。

消費者は、成人式での衣裳レンタルを本来の目的としているはずであり、その直前のキャンセルであれば、貴社に損害が発生し、一定のキャンセル料を支払わなければいけないことは理解しているはずですが。

他方で、その2年前に行う前撮りの、しかもその6か月近く前のキャンセルでも、契約額全体の30%ものキャンセル料を支払うことには、消費者は疑問を感じ、その理解は困難なはずですが。

したがって、前撮りなどの日を一律に基準日とすることは疑問です。

また、貴社は他の事例を合理性の根拠としていますが、これらはまったく根拠とはなりません。

まず、①のレンタルブティックひろの事例は、結婚式の貸衣裳のレンタルの事例であり、「使用日」は結婚式の日をさし、前撮りや前撮りは観念されていません。

次に、②の石谷衣裳店の事例では、そもそも、訴訟上で和解した内容は、

i 予約日から利用日の4日前までの期間・・・30%

ii 前写し終了後・・・100%

とするキャンセル料の条項を使用しないとするもので、貴社の主張するような内容での訴訟上の和解は成立していません。

そのうえで、和解にあたり石谷衣裳店側から示された修正後のキャンセル料の条項は、

i 利用日の1年前以前・・・0

ii 利用日の1年前から半年前まで・・・10%

iii 利用日の半年前から4日前・・・30%

としたうえで、前写し後のキャンセルに関し、

i スタジオで前写しをした場合、写真撮影のレンタルの料金

ii 持ち出して前写しをした場合、通常の1回のレンタル料金とされました。

ここでいう「利用日」はあくまで成人式での利用をさすもので、そのため、前写し後のキャンセルについて別に規定を設けています。

このように、他の事例では、貴社がいうところの「基準日」は、あくまでも本来の使用日である結婚式ないし成人式の日であり、それらの時点を基準とする他社のキャンセル料の割合と、貴社の前撮りや前前撮りの日を基準とするキャンセル料の割合が同じであることは、貴社の約款の合理性を支えるものではありません。

逆に、このことは、貴社が前撮りや前前撮りの日を基準として、成人式の日を基準とするキャンセル料の割合と同じキャンセル料を定めていることが不合理であることを示すものです。

以上のことから、当法人は、貴社の、前撮りや前前撮りの日を基準として、使用日に関係なくキャンセル料を一律に決めている条項は、不当に高いキャンセル料を定めるものとして、消費者契約法9条1号(※)の、特に「時期等の区分に応じ」の部分に反して無効であると考えますので、改めるよう申し入れます。

※消費者契約法

第九条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分

本申入書に対する貴社の回答は、書面にて1か月をめぐにお送りください。本書面およびその回答(回答の有無を含め)は、公表させていただきますので、あらかじめご了解下さい。

敬具